

鬼北町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

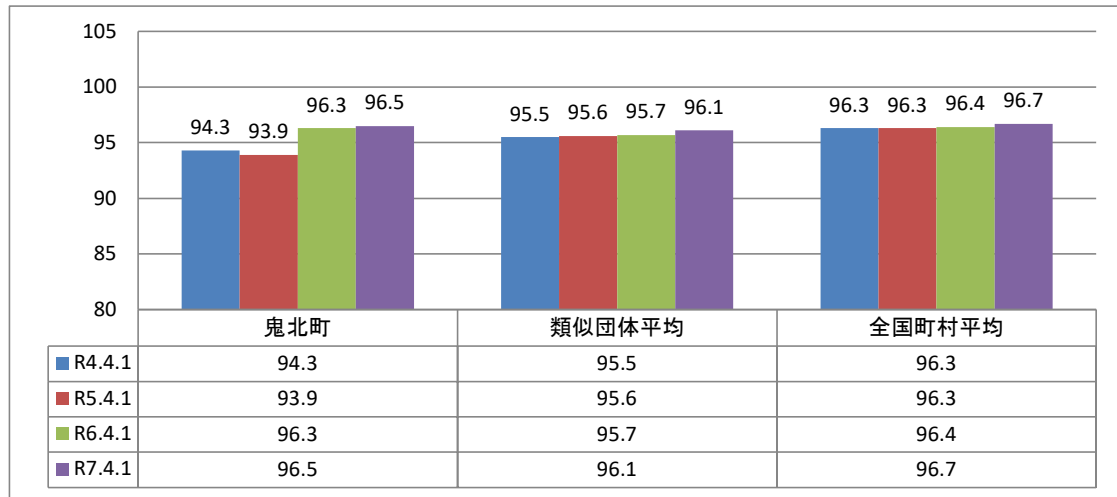
区分	住民基本台帳人口 (令和7年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 5年度の人件費率
6年度	9,007人	8,964,765千円	55,330千円	1,827,345千円	20.4%	16.7%

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与				計 B	(参考) 一人当たり 給与費 B/A	(参考) 類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
6年度	147人	552,709千円	73,801千円	231,407千円	857,917千円	5,836千円	5,840千円	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数については、令和7年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員ひ会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 ()書きの数值は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)
 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

①給料表の見直し

[実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由）

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日

行政職給料表改定（6級制導入）を行った。

給料額については、国と同様の改正を行い、激変緩和のため、平成30年3月31日までの3年間は現給保障の経過措置を行う。

②その他の見直し内容

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和7年4月1日現在）

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
鬼北町	39.6 歳	318,600 円	366,741 円	344,009 円
愛媛県	42.0 歳	325,485 円	411,533 円	355,258 円
国	41.9 歳	332,237 円	—	414,480 円
類似団体	41.9 歳	314,625 円	367,764 円	344,789 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
鬼北町	57.5 歳	2人	323,500 円	338,100 円	325,000 円	—	—	—	—
愛媛県	56.5 歳	161人	336,989 円	367,590 円	344,691 円	—	—	—	—
国	51.3 歳	1,703人	294,567 円	— 円	337,907 円	—	—	—	—
類似団体	50.4 歳	3人	289,606 円	325,294 円	305,365 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
鬼北町	5,700,900円	—	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（〇年～〇年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員 (C)」及び「民間 (D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
 また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		鬼北町	愛媛県	国
一般行政職	大 学 卒	224,338 円	226,953 円	220,000 円
	高 校 卒	192,447 円	195,667 円	188,000 円
技能労務職	高 校 卒	186,814 円	186,814 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

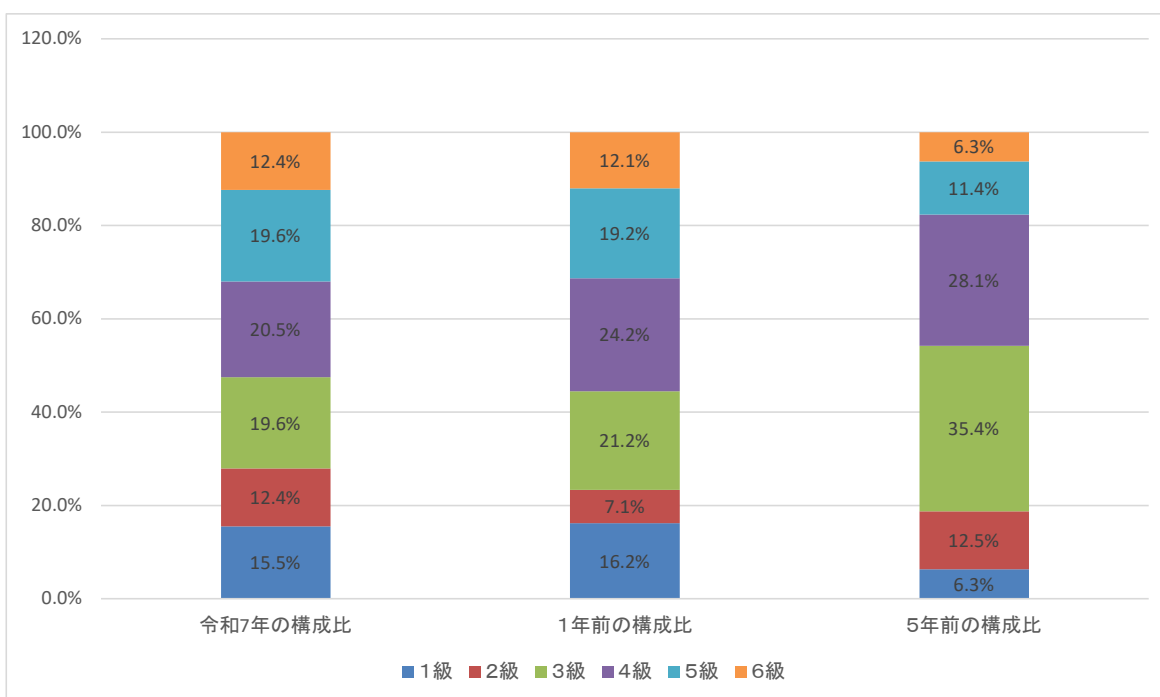
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	275,610 円	342,610 円	375,003 円	391,669 円
	高 校 卒	—	309,445 円	349,819 円	373,862 円
技能労務職	高 校 卒	—	—	—	—
	中 学 卒	—	—	—	—

3 一般行政職の級別職員数等の状況

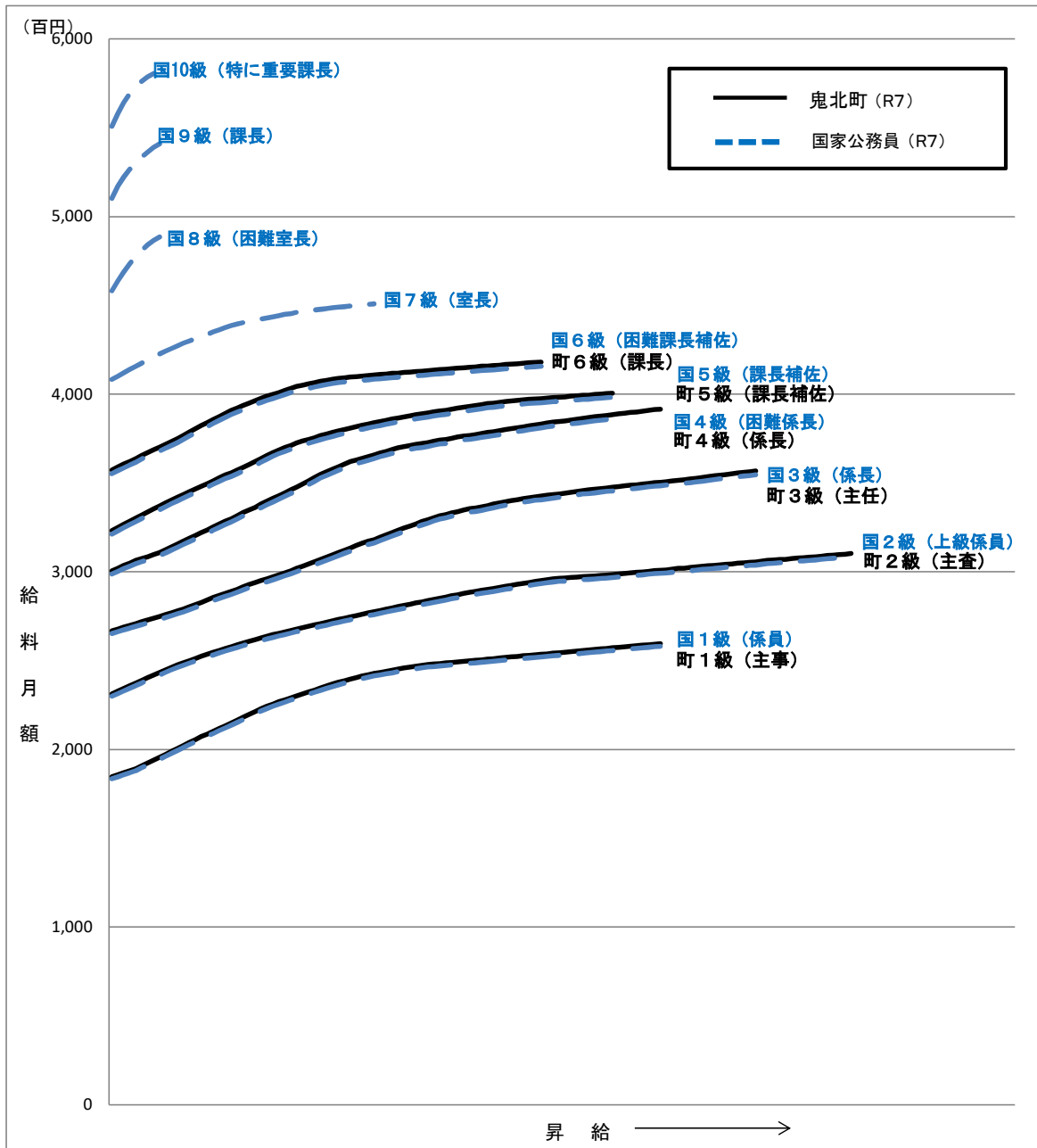
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	15人	15.5%	184,601円	259,648円
2級	主査	12人	12.4%	231,380円	310,351円
3級	主任	19人	19.6%	266,891円	356,828円
4級	係長	20人	20.5%	300,592円	391,635円
5級	課長補佐	19人	19.6%	323,227円	400,589円
6級	課長	12人	12.4%	357,331円	418,194円

- (注) 1 鬼北町職員の給与に関する条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 平成27年に5級制から6級制に変更している。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況(鬼北町)

令和7年4月2日から令和8年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分	昇給可能 な区分	昇給実績が ある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

鬼北町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,566 千円	1人当たり平均支給額 (令和6年度) 1,609 千円	—
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への勤務成績の反映状況 (一般行政職)

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ (一律)	/		/	
ロ 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当 (令和7年4月1日現在)

鬼北町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 2%~20%加算			定年前早期退職特例措置 2%~45%加算		
1人当たり平均支給額 (令和6年度) 15,272 千円					

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		655千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		655,023円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
東京都 (特別区)	20%	1人	20%
大阪府 (大阪市)	16%	—	16%

(4) 特殊勤務手当 (令和7年4月1日現在)

支給実績 (令和6年度決算)		5,300 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)		588,867 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和6年度)		5.6 %		
手当の種類 (手当数)		7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業従事手当	保健介護課・環境保全課職員	感染症菌の処理業務	0千円	月額1,000円
研究手当	医師 (診療所)	病理生理学の研究事務	3,384千円	月額500,000円の範囲内
緊急往診業務等手当	医師 (診療所)	執務時間以外の緊急往診事務	1,800千円	月額100,000円
レントゲン技術従事手当	看護師	レントゲン作業従事	54千円	月額1,500円
病理細菌取扱手当	看護師	病理細菌取扱業務	54千円	月額1,500円
野犬等処理手当	環境保全課職員	野犬等処理業務	8千円	死体処理等1件300円
行路死人処理手当	町民生活課職員	行路死人の死体処理	0千円	1体3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和6年度決算)	28,688 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	217 千円
支給実績 (令和5年度決算)	24,224 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	186 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	配偶者 6,500円 子 10,000円 父母等 6,500円 満15歳に達する日後の最初の年度初めから満22歳に達する日以降の最初の年度末までの子1人につき、5,000円加算	同	—	千円 13,074	円 228,367
住居手当	借家・借間居住者 (月額12,000円を超えるとき) 支給限度額 27,000円	同	—	千円 9,565	円 281,332
通勤手当	交通機関等利用で片道2km以上 支給限度額 55,000円 自動車等使用者で片道2km以上 通勤距離に応じて2,500円～47,200円	異	国は60km未満で2,000円～24,500円	千円 7,754	円 86,150
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い単身で生活することとなった職員に対して支給 30,000円+加算額 ※加算額は配偶者住宅との距離に応じて8,000円～70,000円	同	—	千円 744	円 744,000
日直手当	勤務1回につき 4,400円	同	—	千円 1,069	円 11,622
管理職手当	診療所長 97,600円～142,800円 課長級 42,900円～52,400円 課長補佐級 31,500円	同	—	千円 17,750	円 482,996
初任給調整手当	欠員の補充が困難であると認められる医師に新たに採用された職員 支給限度額 414,300円	同	—	千円 3,141	円 3,140,700
管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が緊急時等に勤務した場合 1種から3種の職員で6,000円～10,000円	同	—	千円 479	円 479,000

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	町 長	731,000 円	(参考) 類似団体における最高/最低額	
	副 町 長	584,000 円	850,000 円 ~	505,800 円
	教 育 長	520,000 円	710,000 円 ~	495,000 円
報 酬	議 長	240,000 円	375,000 円 ~	210,000 円
	副 議 長	188,000 円	307,000 円 ~	188,000 円
	議 員	173,000 円	286,000 円 ~	165,000 円
期 末 手 当	町 長 副 町 長 教 育 長	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45 月分		
退 職 手 当	町 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 町 長	給料月額×在職月数×0.46	16,140,480円	退職の翌月
	教 育 長	給料月額×在職月数×0.27 給料月額×在職月数×0.20	7,568,640円 4,992,000円	退職の翌月 退職の翌月
	備 考			

(注) 1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

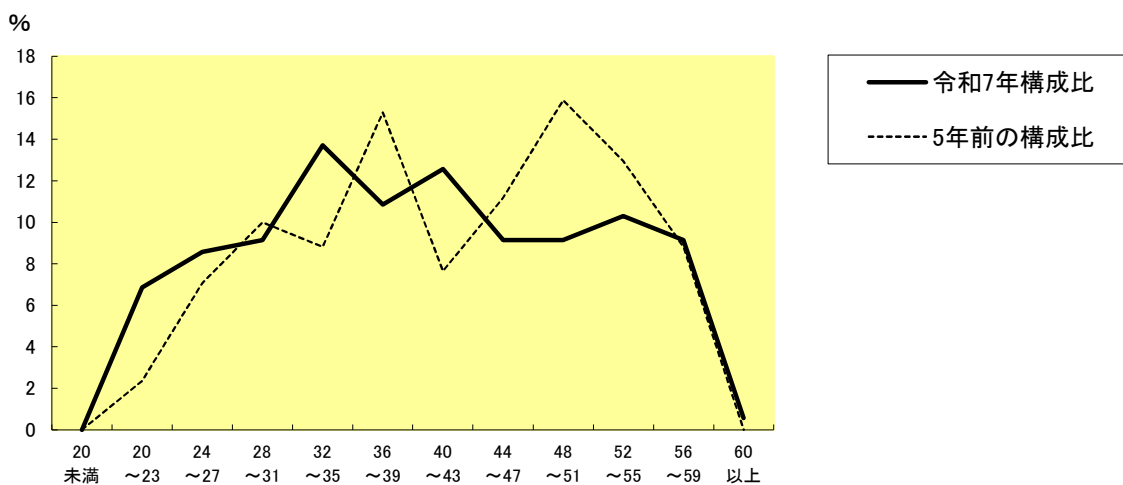
6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

部 門	区 分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由	
		令和6年	令和7年			
普通会計部門	一般行政部門	議 会	2	1	△ 1	再任用による補充 戸籍事務増（戸籍住民係+1）ほか
		総 務	35	37	2	
		税 務	9	9	0	
		民 生	51	51	0	
		衛 生	12	12	0	
		農林水産	13	12	△ 1	
	商 工	3	3	0		
	土 木	7	7	0		
	計	132	132	0	<参考>R7.4.1の鬼北町人口 8,893人 鬼北町の人口1万人当たり職員数 148.43人 類似団体の人口1万人当たり職員数 119.21人	
	教育部門	17	15	△ 2	他部署への人員配置による減（学校教育係▲1）ほか	
	小 計	149	147	△ 2	<参考>R7.4.1の鬼北町人口 8,893人 鬼北町の人口1万人当たり職員数 165.30人 類似団体の人口1万人当たり職員数 142.44人	
公営企業等部	病 院	11	11	0		
	水 道	5	5	0		
	下水道	2	2	0		
	その他	10	10	0		
	小 計	28	28	0		
合 計		177 [227]	175 [227]	△ 2 [0]	<参考>R7.4.1の鬼北町人口 8,893人 鬼北町の人口1万人当たり職員数 196.78人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数（教育長は除く。）である。
2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和7年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数 R7	0	12	15	16	24	19	22	16	16	18	16	1	175
R2	0	4	12	17	15	26	13	19	27	22	15	0	170

(3) 職員数の推移

(単位： 人・%)

年 度	R 2 年	R 3 年	R 4 年	R 5 年	R 6 年	R 7 年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	124	127	129	132	132	132	8 (6.45%)
教 育	17	18	18	18	17	15	△ 2 (△11.76%)
普通会計計	141	145	147	150	149	147	6 (4.26%)
公営企業等会計計	29	28	28	28	28	28	△ 1 (△3.45%)
総合計	170	173	175	178	177	175	5 (2.94%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度	千円	千円	千円	%	%
6	397,236	18,542	33,627	8.5	9.1

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	
6	5	18,055	1,263	6,633	25,951	5,190	6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	45.7 歳	300,916 円	428,843 円
団体平均	45.8 歳	345,838 円	524,813 円
事業者	— 歳	— 円	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 基本給は、給料及び扶養手当の合計額の平均である。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

鬼北町		市町村平均（一般行政職・団体平均等）	
1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,080 千円		1人当たり平均支給額（令和6年度） 1,593 千円	
(令和6年度支給割合)		(令和6年度支給割合)	
期末手当 2.500 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.100 月分 (1.000) 月分	期末手当 2.500 月分 (1.400) 月分	勤勉手当 2.100 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	

- (注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

鬼北町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2%～20%加算		
1人当たり平均支給額 0 千円					

- (注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当は、なし。

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和6年度決算）	660 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	220 千円
支 給 実 績（令和5年度決算）	576 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	192 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じである。	同	—	439 千円	197,250 円
住居手当	一般行政職と同じである。	同	—	324 千円	324,000 円
通勤手当	一般行政職と同じである。	同	—	68 千円	35,500 円
管理職手当	一般行政職と同じである。	同	—	644 千円	317,700 円

(2) 病院事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に 占める職員給与費比率
年度 6	千円 966,767	千円 2,933	千円 118,463	% 12.3	% 11.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
年度 6	人 6	千円 41,658	千円 48,994	千円 18,651	千円 109,303	千円 18,217	千円 17,227

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含まない。
 2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含まない。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
鬼北町	49.5 歳	592,917 円	1,518,097 円
団体平均	43.8 歳	576,481 円	1,429,309 円
事業者	— 歳	—	— 円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
 2 基本給は、給料及び扶養手当の合計額の平均である。

鬼北町	市町村平均（一般行政職・団体平均等）
1人当たり平均支給額（令和6年度） 3,109 千円	1人当たり平均支給額（令和6年度） 2,660 千円
(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分	(令和6年度支給割合) 期末手当 2.500 月分 勤勉手当 2.100 月分 (1.400) 月分 (1.000) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

鬼北町			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置		2%～20%加算	定年前早期退職特例措置		2%～20%加算
1人当たり平均支給額	0 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和6年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

支給実績（令和6年度決算）	27,527 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）	5,505,400 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）	2.8 %			
手当の種類（手当数）	1 種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (6年度決算)	左記職員に対する支給単価
研究手当	医師（北宇和病院）	病理生理学の研究事務	27,527千円	月額500,000円の範囲内

エ 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令和6年度決算)	9 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和6年度決算)	2 千円
支 給 実 績 (令和5年度決算)	31 千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)	5 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績 (令和6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当 (令和7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制 度との異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶養手当	一般行政職と同じである。	同	—	1,032 千円	172,000 円
住居手当	一般行政職と同じである。	同	—	0 千円	0 円
通勤手当	一般行政職と同じである。	同	—	98 千円	97,200 円
管理職手当	一般行政職と同じである。	同	—	0 千円	0 円